

○健康審査委員及び精神保健医に関する要綱の制定について

平成19年 3 月 28 日

道本厚第845号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察本部に置く健康審査委員及び精神保健医（以下「健康審査委員等」という。）
の任免等については、これまで健康審査委員及び精神保健医に関する要綱の制定について
（平18. 3. 8 道本厚第536号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであ
るが、この度、健康審査委員等の職務内容を明記する等所要の見直しを行い、新たに別
添のとおり「健康審査委員及び精神保健医に関する要綱」を定め、平成19年 4 月 1 日から
実施することとしたので、所属職員に周知されたい。

なお、旧通達は、平成19年 4 月 1 日付けで廃止する。

別添

健康審査委員及び精神保健医に関する要綱

第 1 趣旨

この要綱は、北海道警察職員健康安全管理規程（平成14年警察本部訓令第24号）第12
条第 1 項に規定する健康審査委員及び第12条の 2 に規定する精神保健医（以下「健康審
査委員等」という。）の任免等について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 身分

健康審査委員等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号に掲
げる職員（特別職の非常勤職員）とする。

第 3 推薦

- 1 総括健康管理者は、健康審査委員等を必要とする場合は、警察業務をよく理解した
健康審査委員等の職務に適任と判断される医師に、健康審査委員等の委嘱を受諾する
旨の意思を確認し、健康審査委員等推薦書（別記第 1 号様式）に履歴書（別記第 2 号
様式）、承諾書（別記第 3 号様式）及び医師免許証の写しを添えて北海道警察本部長
（以下「警察本部長」という。）に推薦するものとする。ただし、当該医師を再任す
る場合は、履歴書、医師免許証の写しの添付を省略することができる。
- 2 推薦しようとする医師が病院等の職員である場合は、医師の承諾書に加えて当該病
院等の長から承認書（別記第 4 号様式）を徴し、添付するものとする。

第 4 委嘱

- 1 警察本部長は、第 3 の事項により推薦された医師が適任であると認めたときは、総
括健康管理者を經由して当該医師に委嘱書（別記第 5 号様式）を交付し委嘱するもの
とする。
- 2 健康審査委員等の委嘱の期間は、1 年（原則として毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31
日までの間）とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第5 職務等

- 1 健康審査委員は、総括健康管理者の要請を受け、次に掲げる事項に係る医学上の専門的知識による判断が必要な健康診査を行うものとする。
 - (1) 健康管理指導区分の判定に関すること。
 - (2) 指導区分該当者の勤務内容の適否に関すること。
 - (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、指導区分該当者に対する指導に関すること。
- 2 精神保健医の職務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 心の健康相談に関すること。
 - (2) 心の健康教育その他職員の心の健康保持増進のための措置に関すること。
 - (3) 心の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - (4) 前記(1)から(3)までの事項について、必要に応じ、健康管理者又は衛生管理者若しくは保健師に対する指導若しくは助言を行うこと。
- 3 総括健康管理者は、健康審査委員等が前記1及び2の各事項に定める職務を行った場合は、その結果を、健康審査委員にあっては健康審査実施記録簿（別記第6号様式）に、精神保健医にあっては心の健康相談等記録簿（別記第7号様式）に記載し、これを保管するものとする。

第6 解任

- 1 警察本部長は、健康審査委員等が次の各事項のいずれかに該当する場合は、健康審査委員等を解任するものとする。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
 - (2) 職務を怠り、又は健康審査委員等としてふさわしくない行為があった場合
 - (3) 辞任の申出があった場合
 - (4) その他特別な事情により健康審査委員等を継続し難いと認められる場合
- 2 総括健康管理者は、健康審査委員等から辞任の申出を受けた場合は、辞任申出書（別記第8号様式）を徴し、警察本部長に報告するものとする。
- 3 健康審査委員等の解任は、通知書（別記第9号様式）を交付して行うものとする。

第7 公務災害補償

健康審査委員等の公務上の災害に対する補償については、北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）の定めるところによるものとする。

第8 報酬

- 1 健康審査委員等の報酬は、委嘱書に記載された月額とし、支給日については、定数内職員の例によるものとする。この場合の支出科目は、次のとおりとする。

（款）警察費（項）警察管理費（目）警察本部費（事業）職員厚生費（節）報酬
- 2 総括健康管理者は、あらかじめ健康審査委員等から報酬の支給に必要な口座振替払

申出書（別記第10号様式）を徴するものとする。

3 総括健康管理者は、健康審査委員等から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届（別記第11号様式）を徴し、警察本部長に提出するものとする。

4 前項に規定する報酬受給の辞退の申出があった場合は、報酬を支給しないものとする。

5 健康審査委員等が月の全日数を職務に従事しなかった場合は、当該月の報酬を支給しないものとする。

6 報酬の支給に当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第185条第1項第2号イにより、同法別表第2の乙欄（従たる給与）に掲げる税額を控除するものとする。

第9 秘密の保持

健康審査委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

※ 別記様式は省略